

平成 27 年 12 月 1 日
国土交通省航空局

仙台空港特定運営事業等に係る公共施設等運営権実施契約の締結等について

国土交通省航空局は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、仙台国際空港株式会社に対して公共施設等運営権を設定し、同社と公共施設等運営権実施契約を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 契約の相手方

仙台国際空港株式会社（東急前田豊通グループが設立する特別目的会社）

2. 契約締結日

平成 27 年 12 月 1 日

3. 契約期間

当初 30 年（平成 27 年 12 月 1 日～平成 57 年 11 月 30 日）

オプション延長 30 年以内

不可抗力等による延長を含めて最長 65 年以内

4. 事業開始予定日

ビル施設等事業 平成 28 年 2 月 1 日

上記以外の事業（滑走路等の維持管理・着陸料の收受等）

平成 28 年 7 月 1 日

（実施契約書掲載 URL）

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk5_000018.html

【問い合わせ先】

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課空港経営改革推進室 川端、津田

連絡先：03-5253-8111（内線 49-190、49-109）

03-5253-8714/03-5253-8715（直通）

03-5253-1658（FAX）